

# 計画実現のために必要な措置の概要

**① 都市のコンパクト化と交通ネットワークの強化****【計画実現のために必要な措置の概要】**

- 市町村の立地適正化計画の策定を推進し、居住や医療・福祉等の都市機能を街なかに誘導
- 生活圏や主要都市間等を結び、必要な都市機能が享受できる交通ネットワークの整備

**【必要性】**

- ・ 近年の土地利用の動向は、農用地からの利用転換により宅地や道路等が増加する一方で、空き家や荒廃農地が増加し、県土全体で非効率な土地利用が拡大する傾向にある。また、近年、人口集中地区（D I D）の面積は頭打ちの状況となり、人口密度も低下しているなど、都市の中心部では空洞化が進行
- ・ 今後、本格的な人口減少の中においては、都市的土地利用への転換圧力が減少するとともに、空き家等の増加、中心市街地の空洞化等がさらに進行することが懸念されるため、農林業的土地利用等から宅地への転換の抑制と効率的な土地利用が重要
- ・ 都市機能や居住の集約化が進み、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域が結ばれることによって必要な機能を享受できるようにすることが必要

**【効 果】**

- ・ 既存の空き家等の有効活用が促進され、人口減少下における効率的な土地利用に寄与
- ・ 無秩序な市街地の拡大抑制、空洞化している中心市街地の再生に寄与
- ・ 農林業的土地利用、自然的土地利用から宅地への転換が抑制され、これまでの宅地の増加傾向に歯止め
- ・ 子育て環境の充実や高齢者も歩いて暮らせるまちづくりと併せ、県民が豊かさを享受

**② 農林業的土地利用の適正化と農山漁村の維持・活性化****【計画実現のために必要な措置の概要】**

- 計画的な農地の大区画化、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化の推進
- 農山漁村の地域資源を最大限に活用した産業おこし、移住促進等様々な取組みの推進
- 農地の利用現況調査、荒廃農地の発生防止、再生利用対策の強化

**【必要性】**

- ・ 農林水産業は本県の基盤産業であり、消費者に信頼される高品質で多彩な農林水産物を全国に安定的に供給するなど、国全体の食料自給に貢献しており、今後も食料供給県の役割を担い続け、豊かさと賑わいのある農山漁村を実現することが重要
- ・ 農山漁村においては、荒廃農地の増加に加え、間伐などの施業が十分に行われず、荒廃のおそれがある森林もみられるなど、農地や森林の管理水準が低下し、農地や森林が有する水源かん養機能等の多面的機能の低下が懸念
- ・ 農林水産業と農山漁村が育む景観は、地域が誇る魅力の源でもある。また、先人から脈々と受け継がれた農林水産業の営みから、食料の供給をはじめ、多くの恩恵を受けているため、今後の人口減少下においても、豊かさと賑わいのある農山漁村を実現することが重要

**【効 果】**

- ・ 優良農地の維持、荒廃農地の発生防止及び解消の促進
- ・ 食料の安定供給と農業の効率化による生産性向上等により国全体の食料自給に貢献
- ・ 水源のかん養や県土の保全など農地や森林の有する多面的機能の維持・向上
- ・ 農山漁村の維持・活性化と美しい景観により醸成される県民の県土への愛着と誇り

**③ 適切な土地利用の推進と土地利用関連法令等の適正な運用****【計画実現のために必要な措置の概要】**

- 土地利用関係法令の適正な運用、土地利用に関する計画等による適正な調整
- 都市の低未利用地や空き家等の再利用を優先し、農林業的土地利用等の転換を抑制

**【必要性】**

- ・ 今後の人口減少等の影響により土地需要が減少し、これに伴って県土の利用は様々な形で縮小し、県土の管理水準の低下や非効率な土地利用の増大等が懸念
- ・ 人為的に管理された土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性があることから、県土の適切な利用と管理を通じて、県土を荒廃させない取組みが一層重要
- ・ 本県から東京圏等への人口移動が今後も続くとした場合、所有者の所在の把握が難しい土地が増加し、円滑な土地利用に支障をきたすおそれ

**【効 果】**

- ・ 既存の低未利用地や空き家等の有効活用が促進され、人口減少下における効率的な土地利用に寄与
- ・ 農林業的土地利用、自然的土地利用からの宅地への転換抑制など、限りある県土の適切な土地利用に寄与
- ・ 所有者が不明な土地の円滑な利用、発生抑制・解消に寄与

### ① ハード対策とソフト対策の適切な連携

#### 【計画実現のために必要な措置の概要】

- 防災拠点施設等の耐震化、災害の危険性が高い箇所の防災関連インフラ整備等の推進
- 災害リスクの高い地域の区域指定等を通じ、住宅等の新規立地を抑制、既存住宅の移転を促進
- 洪水警戒情報等の提供やハザードマップの作成・配布、防災教育の体系的な実施等の推進

#### 【必要性】

- ・ 令和元年の山形県沖を震源地とする大きな地震、平成 30 年の最上・庄内地域を中心とした大雨、令和元年の東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨などにより大きな被害が発生
- ・ 今後、気候変動の影響により、極端な降水がより強く、より頻発になることが予測され、水害、土砂災害がさらに頻発化、激甚化することが懸念
- ・ さらに、県内には 4 つの主要な活断層帯と日本海東縁部の断層、4 つの活火山がある。
- ・ 安全・安心は、すべての活動の基盤であるとともに、今後、県民がより強く求めることが想定されることから、安全性を優先的に考慮する県土利用への転換が急務

#### 【効果】

- ・ 今後、災害が発生しても県民の命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化
- ・ 県土の安全性が高まり、県民に「安全・安心」を提供

**② 迅速な復旧・復興が可能な県土の形成****【計画実現のために必要な措置の概要】**

- 交通基盤の代替性・補完性（リダンダンシー）を確保する「縦軸」道路と「横軸」道路による格子状道路ネットワーク等の構築
- 大規模災害時の救急救援活動等に必要な緊急輸送道路の整備・確保等
- オープンスペースの確保、地籍調査、再生可能エネルギーの分散配置等の推進

**【必要性】**

- ・ 令和元年の山形県沖を震源地とする大きな地震、平成 30 年の最上・庄内地域を中心とした大雨、令和元年の東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨により大きな被害が発生
- ・ 今後、気候変動の影響により、極端な降水がより強く、より頻発になることが予測され、水害、土砂災害がさらに頻発化、激甚化することが懸念
- ・ さらに、県内には 4 つの主要な活断層帯と日本海東縁部の断層、4 つの活火山がある。
- ・ 今後も発生するであろう大規模な災害に備え、甚大な被害が発生した場合でも、迅速な復旧・復興を可能とする取組みが必要

**【効 果】**

- ・ 今後、大きな災害が発生しても、速やかに復旧・復興できる県土を構築
- ・ 県土の安全性が高まり、県民に「安全・安心」を提供

**③ 自然生態系の有する防災・減災機能の活用****【計画実現のために必要な措置の概要】**

- 森林や農地の適切な管理により、健全な森林の植生や農地の土壌等を維持し、洪水防止機能、土砂災害防止機能等を持続的に活用

**【必要性】**

- ・ 近年、気候変動の影響とみられる豪雨などの自然災害が頻発化・激甚化
- ・ 今後、気候変動の影響により、極端な降水がより強く、より頻発になることが予測され、水害、土砂災害がさらに頻発化、激甚化することが懸念
- ・ 自然生態系の有する土壌侵食の抑制、水量調整（洪水抑制等）、局所災害の防止などの防災・減災機能を活用し、持続可能な防災・減災対策を進めることが重要

**【効 果】**

- ・ 森林や農地の健全な土壌が雨水を貯留し、河川へ流れ込む水量を平準化し、洪水を緩和
- ・ 森林や農地の健全な植生等が、県土の土壌侵食を抑制し、土砂災害を防止
- ・ 県土の安全性が高まり、県民に「安全・安心」を提供

**① 県民の暮らしと自然との調和****【計画実現のために必要な措置の概要】**

- 里山や農地等を活用した田園都市づくり、森林、河川、海岸等の自然環境を活用した観光振興や教育活動等の取組みを推進
- やまがた森林ノミクスの加速による森林資源の循環利用と積極的な活用の推進
- ゼロカーボン社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入拡大や循環型社会への転換を推進

**【必要性】**

- ・ 本県は、生活との関わりの中で育まれてきた里地里山などの多様で美しい自然環境を有し、地域に固有の生活文化を形成してきたが、開発や過剰な採取による生物種の絶滅や自然生態系の破壊、過疎化・高齢化に伴う人間の活動の縮小による里地里山の劣化など、複合的で深刻な課題が発生
- ・ 特に、気候変動の影響については、自然環境の悪化や生物多様性の損失により、食料の安定供給、水源のかん養や県土の保全など暮らしを支える生態系サービス（自然の恵み）への影響が生じる懸念
- ・ 今後も、持続可能で豊かな県土づくりのため、自然環境の保全や多様な機能を大切にしながら自然環境を活用し、県民に豊かさをもたらす「自然の恵み」を享受する取組みが重要である。

**【効 果】**

- ・ 今後も、県民に豊かさをもたらす「自然の恵み」を享受し、持続可能で豊かな県土を形成
- ・ 森林や農地、原野等の土地利用への配慮により、自然的土地利用、農林業的土地利用の転換が抑制



### ② 美しい景観の保全・形成

#### 【計画実現のために必要な措置の概要】

- 市町村の景観行政団体への移行推進と、景観法の届出制度における景観形成基準の適切な運用
- 景観に配慮した再生可能エネルギーの導入
- 景観の魅力を国内外に発信し、交流拡大や地域振興を推進

#### 【必要性】

- ・ 本県は、農地や樹林地、里山、集落、市街地、海岸線、山々などの土地利用の編み目が綾をなし、美しい県土を形成
- ・ これまで人の手により良好に管理されてきた里地里山の景観、農山漁村の集落やまちなみが荒廃し、地域における人々の生活又は生業及び地域の風土により形成された美しい景観が悪化
- ・ 本県の自然、歴史、文化等に根ざした美しい景観は、県民生活をより心豊かにし、県民の県土への愛着と誇りを生むとともに、観光資源としての活用等も通じ、魅力にあふれ、活力ある地域を実現

#### 【効果】

- ・ 美しい景観が維持・形成され、県民生活をより心豊かにし、県民の県土への愛着と誇りを醸成
- ・ 観光資源としての活用等も通じ、魅力にあふれ、活力ある地域の実現に寄与
- ・ 景観を契機として、交流の拡大と地域の振興を図り、個性豊かな地域づくり・まちづくりに寄与

**③ 優れた自然環境の維持・保全****【計画実現のために必要な措置の概要】**

- ・市街地周辺の里山や水辺など県民に身近な自然がある地域では、自然生態系の適正な保護や環境保全活動を推進
- ・原始的な自然環境が残る地域では、自然環境を維持し、希少な野生動植物の生息・生育地を保全する取組みを推進

**【必要性】**

- ・開発や過剰な採取による生物種の絶滅や自然生態系の破壊、過疎化・高齢化に伴う人間の活動の縮小による里地里山の劣化、外来種やイノシシ等の生息数や行動域の拡大、気候変動の影響とみられる自然生態系全体の変化など、複合的で深刻な課題が発生
- ・本県の美しく恵み豊かな自然の復元能力には限界があるため、これを慈しみ、育み、良好な状態で将来の世代に継承できるようにすることが重要

**【効 果】**

- ・県民に身近な自然がある地域の特性に応じ、多様な自然生態系を健全に保全
- ・原始的な自然環境の維持、厳正な保全、絶滅危惧種など希少な野生動物等の保護
- ・森林や農地、原野等の土地利用への配慮により、自然的土地利用、農林業的土地利用の転換が抑制